



広報

あい

こうか

7/1

No.145



これまでの
アナログ放送は
7月24日から
見られなく
なります

(関連記事は3・20ページ)

CONTENTS

「愛」ある情報基盤整備

～新しい行政情報サービスの提供に向けて～	2
運転免許証を自主返納された方に「住民基本台帳カード」無料交付	8
住宅リフォーム補助／子ども忍者検定	9
廃プラスチックゴミ分別ワンポイントアドバイス	13
元気なまちかど	14
情報のまど	20
こうかギャラリー	24

**7月24日
アナログ放送終了**
地デジを見るためにご確認を！

アナログ放送は、7月24日正午から、「お知らせ画面」に移行し、24時までにはすべての放送が終了(完全停波)します。したがって、それまでの間に、地上デジタル放送を視聴するための準備をしないとテレビを見ることができなくなります。

地デジを見るためには、デジタルテレビへ買い替える、または、デジタルチューナーを買い足す必要があります。ご使用のテレビを今一度ご確認ください。

チューナー支援について

経済的な理由等で地上デジタル放送に対応できない世帯(市町村民税非課税の世帯など)に対しては、簡易チューナーの無償給付などの支援も行っています。詳しくは総務省地デジチューナー支援実施センターまでお問い合わせください。一方、BSアナログ放送も7月24日に終了しますので、BSデジタル放送へ移行をお願いします。

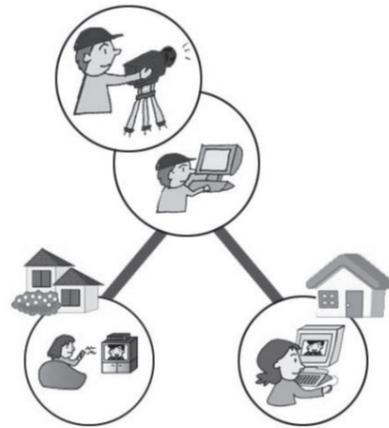
《一般的なお問い合わせ先》

総務省テレビ受信者支援センター
デジサポ滋賀
☎077-503-0101
平日：9時～21時
土・日・祝日：9時～18時

《チューナー支援のお問い合わせ先》

総務省 地デジチューナー支援実施センター
(NHK放送受信料全額免除世帯への支援)
☎0570-033840 ☎044-966-8719
(市町村民税非課税世帯への支援)
☎0570-023724 ☎043-302-0284

地上デジタル放送受診に関する無料相談も開催しています。詳しくは20ページをご覧ください



市内の出来事取材し、番組を制作・放送します。

《地域情報の提供》
行政情報や議会中継、地域の催しなど、市民のみなさんに身近なニュースをお届けします。例えば小学校の運動会や、祭りなどの様子もテレビでご覧いただけます。

**第3セクター方式による
新会社が行うサービス例**

《音声告知放送》

災害などの緊急情報を市内全域に整備された屋外スピーカーからお知らせします。また市や自治会のお知らせ、イベントの開催・中止などを各家庭に設置された機器のスピーカーから放送します。

《ケーブルテレビ》

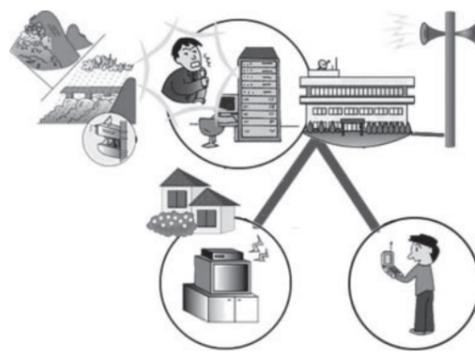
ケーブルテレビを通じて買い物支援

**きめ細かな
行政情報サービス**

市では次のような行政情報サービスを行います。

《安全安心情報》

気象情報や不審者情報など緊急性の高い情報を、ご家庭に設置した端末や、市全域に整備する屋外スピーカー等を通じて即時に提供します。また、J・ALER-T(全国瞬時警報システム)と連携し、緊急地震速報などを瞬時に伝達します。



緊急情報を家庭の音声告知端末、テレビ、屋外スピーカーでお知らせします。

《高齢者の暮らしを支える》

ケーブルテレビを利用して高齢者世帯や一人暮らし世帯の安全確認が

会や、祭りなどの様子もテレビでご覧いただけます。

や暮らしの情報、電子閲覧板などの情報を提供します。

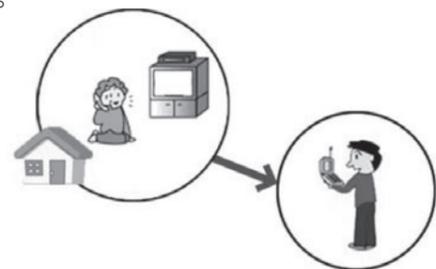
また地上デジタル放送やBSデジタル放送のほか、様々な専門番組や行政放送・自主放送番組をご覧いただけます。

《高速インターネット》

光ファイバーを利用した高速インターネットサービスです。市内全域で、利用者の皆さんが目的に合わせた200メガまでお選びいただける高速回線を月額でご利用いただけます。

《IP電話》

インターネットを利用し、電話番号そのまま固定電話よりも安価に電話



安全情報をメールで通報します。

市内に住む高齢者世帯が、テレビの電源を入れると、あらかじめ登録された離れて住む家族の携帯電話等へメールで通報するというシステムです。
また買物に出られない方のため、自宅で買物ができる買物支援サービスなど、高齢者の暮らしを支えます

《災害防止のための利用》

河川や道路の状況をカメラにより監視し、災害の恐れや発生した場合には緊急通報を行います。

《暮らしの情報》

企業や商店が自主放送番組や広告を利用して、市民の暮らしに役立つ情報をお届けします。

《地域での情報伝達》

電子閲覧板で、地域や自治振興会の

ことができます。また加入者間の通話料は無料です。電話機は現在お使いのものをそのままご利用いただけますしファックスも可能です。

24年度からサービス開始

サービスメニューの詳細や、利用料についてはあらためてご案内します。今年度は水口地域と信楽地域の整備を行い、24年度に土山・甲賀・甲南地域の整備を行います。整備工事完了の翌年度から順次サービスを開始します。

問い合わせ
情報基盤整備推進室
☎65・0658 ☎63・4574

7月31日は「甲賀市青少年活動安全誓いの日」

平成19年7月31日、市教育委員会が実施しました高知県四万十川での野外体験講座において、市内の小学生お二人の尊い生命を奪う重大な事故を起こしました。市と市教育委員会では、このような重大事故を二度と起こさないよう、また事故を忘れることなく教訓としながら、子どもたちの成長にとって大切な青少年活動を、安全に実施していくために、7月31日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めています。



昨年の「甲賀市青少年活動安全誓いの日」より

「甲賀市青少年活動安全誓いの日」開催

今年、市の安全管理の取り組み報告のほか、早稲田大学理工学術院教授で甲賀市安全管理アドバイザーの小松原明哲氏をお迎えし、事業における安全管理の基本について講演いただきます。

▼日時：7月31日(日) 19時～(受付18時30分)

▼場所：あいこっか市民ホール

▼内容：市の安全管理の取り組みについて
講演一人が守る安全
ヒューマンエラー対策のために求められること

▼講師：早稲田大学理工学術院 教授 小松原 明哲氏
(甲賀市安全管理アドバイザー)

皆さんのご参加をお待ちしています。

問い合わせ
社会教育課 青少年育成係
☎86・8022 ☎86・8380

市の安全管理の取り組み

●職場の安全管理推進運動

市では、各職場の安全管理について、職員一人ひとりが問題意識を持ち、高めていくための「安全管理推進運動」や職場内での毎日の危険予知や安全点検についての「コミュニケーション」充実を図るための「職場声かけ運動」に取り組んでいます。また、7月を「安全管理推進運動強調月間」とし、事故発生後の対応ではなく、事業の計画段階からあらゆる危険を想定し、日頃からいかに事故を防止し安全確保を行うかを話し合い、担当部署で検証する取り組みを行っています。

●甲賀市安全管理アドバイザーの設置

外部から専門的及び客観的な立場で市が関わる事業における安全管理体制に対して指導をいただくため、早稲田大学理工学術院創造理工学部 小松原明哲教授に甲賀市

●青少年活動施設一斉安全点検を実施

子どもたちが安心して、楽しい夏休みを過ごせるよう、市内のキャンプ場や公園などの施設の一斉安全点検を実施します。対象となる施設は、市内に292あり、それぞれ管理を行う担当課の職員が遊具の破損や施設の老朽化による危険箇所を調べ、修理などの対策を講じます。



青少年活動施設一斉安全点検

問い合わせ
危機管理課 防災危機管理係
☎65・0665 ☎63・4619



甲賀市安全管理アドバイザー 小松原明哲氏

大型地震への備えを

●住まいの耐震性をチェック！木造住宅無料耐震診断

昭和56年5月以前に建てられた住宅は、耐震基準が緩やかであったため、地震に対して大きな被害を受ける可能性があります。

市ではこうした地震発生時における建物の倒壊等の被害から生命や財産を保護するため、木造住宅の地震に対する安全を知ることができる、「木造住宅耐震診断員派遣事業」を実施しています。無料の耐震診断を受けて、大切な住まいの地震対策の参考にしてください。

- | | |
|--|---|
| <p>対象建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○甲賀市内の木造住宅 ○昭和56年5月31日以前に着工され完成している住宅 ○階数が2階以下かつ延床面積が300㎡以下の住宅 ○延床面積の半分以上を住居としている住宅 ○木造軸組工法のもので、桝組壁工法、丸太組工法など、特殊な工法で建築されていない住宅 ○過去に耐震診断を実施していない住宅 | <p>申込者 市内に存する住宅の所有者</p> <p>実施予定件数 50件(受付順)</p> <p>申込手続きに必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○印鑑 ○住宅の建築時期、延床面積、所有者のわかる書類(固定資産税名寄帳兼課税台帳、建築確認通知書、登記済証など) ○甲賀市税納付状況調査同意書 <p>申込期限 11月末まで</p> |
|--|---|

●木造住宅耐震改修事業

木造住宅無料耐震診断を受け、倒壊する可能性が高いと判定された建築物(上部構造評点0.7未満)について、上部構造評点を0.7以上に耐震改修工事をされる場合には、改修工事費の一部を補助する制度があります。

なお、今年度については木造住宅耐震化緊急支援事業により、30万円の上乗せ補助が受けられます。このほかにも補助を受けるための条件がありますので、工事をされる前にご相談ください。

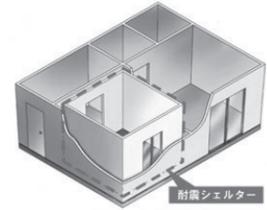
住宅建築課建築係
問い合わせ ☎65-0725 ☎63-4601

●耐震シェルターと防災ベッドの設置費用を補助

災害に強いまちづくりのため、地震などにより住宅が倒壊しても安全な空間が確保できる「耐震シェルター」と「防災ベッド」の設置に必要な費用の一部を補助します。

- | | |
|--|--|
| <p>補助の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年5月31日以前に着工され、完成している市内の木造住宅 ○住宅の耐震診断による上部構造評点が倒壊する可能性が高いとされる0.7未満であること ○甲賀市木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業の補助金を受けていないもの。 | <p>補助の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金額…30万円/戸を限度 ○補助対象経費…住宅内に設置する耐震シェルターや防災ベッド等の本体及び設置に要する経費 <p>申し込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約及び設置をする前に申請などの手続きが必要となりますので、必ず事前に問い合わせください。 ○12月末締切り(年度内に完了できることが条件となります。) ※申込み多数の場合は抽選 |
|--|--|

危機管理課
問い合わせ ☎65-0665 ☎63-4619



「耐震シェルター」イメージ図



防災ベッド

新コミュニティへの挑戦

夢あるまちづくりに向けて

市内各地区で「自治振興会」の設立総会が進んでいます。設立総会では、各自治振興会の事業計画案などが提案され、夢あるまちづくりに期待が寄せられます。今回は、4月23日に発足した大野地域自治振興会をご紹介します。

——自治振興会設立までにご苦労されたところは

大野学区では、既に学区全体で行う事業がいくつかあり、各区においても充実した事業を行って来ました。今後この地域基盤を継続していくためにも、自治振興会が核となる組織として必要であると感じ、短い準備期間でしたが、地域住民の方へ何度も説明し、ご理解を得ながら設立に向け進んで来ました。



——自治振興会の取り組みでこれは、と思う取り組みは何ですか

大野学区では、人権啓発をテーマにした交流区民祭と、スポーツを通じた、いきいき地域づくりをテーマにした学区民運動会が、30年ほど前から行われてきました。学区民が一同に会しての交流で、ふれあいを通じて相互理解を深めてきた行事です。今後ともより充実した形で継承していきたいと考えています。近年多く見られる廃屋や荒廃農地、また当地区でも獣害が増えている現状から、これらの対策と地元産業の振興にも取り組んでいきたいと思っています。

——大野自治振興会のPRをどうぞ

みんな仲良く差別のない明るい地域、「お茶の香りと、緑あふれるまち大野」を、より安心安全で住みよいまちにするため、みんなで参加する大野地域自治振興会に育てていきたいと思っています。

問い合わせ 地域コミュニティ推進室 ☎65-0687 ☎63-4554

大野地域自治振興会

住民自らが学区の将来像を考える

大野地区は、鈴鹿山ろくに広がる土土地域の玄関口にあり、斎王群行で知られる歴史あるまちです。同地区では、住民自らが学区の将来像を考え、その実現に向けて行動するまちづくりを目標とされており、地域住民からの期待も高まっています。

具体的には、学区民運動会やソフトボール大会、人権研修会、プランター設置事業、空き家対策事業、特産新興調査事業など、学区民の絆づくりや環境対策、地域資源を活かした魅力あるまちづくりなどに取り組まれる予定です。



大野自治振興会 福山芳夫会長に聞きました

——自治振興会設立に至った経過をお聞かせください

21年度の区長会から、市が提案している自治振興会について引継ぎを受け、22年度の区長会で、大野学区においても設立に向けて議論をしました。タウンミーティングや各区での出前講座を重ねて、市のモデル事業に参加することを決定し、11月17日に大野地域自治振興会設立準備委員会を立ち上げました。区長会を始め各種団体の代表や地区選出の委員に参加頂き、30回余りの協議を経て、大野地域自治振興会の設立となりました。

地域市民センター 東西南北

地域の安全と安心に向けて！

甲南第一地域市民センター



甲南庁舎周辺では、5月中旬から市消防団甲南方面隊の小型ポンプ操法訓練が行われていました。練習を重ねているのは同方面隊第5分団(寺庄、葛木、稗合、希望ヶ丘、希望ヶ丘本町)から選ばれた団員です。毎年夏に行われる県大会では甲賀市消防団が優秀な成績を収めており、今年も大きな期待が寄せられます。本番の日まで庁舎周辺は早朝から真剣な雰囲気になります。

市民センター周辺を老人クラブが清掃奉仕

岩上地域市民センター



岩上地区老人クラブ連絡協議会の会員の皆さんが、6月8日に市民センターと岩上総合グラウンド周辺の清掃奉仕をしていただきました。梅雨の晴れ間の中、皆さんに丁寧に草刈り

などしていただき、市民センター周辺はすっかりきれいになりました。

岩上地域市民センターは、新城教育集会所と併設されており、隣には、岩上保育園や岩上体育館があり市の施設が集まっているため、職員だけの清掃では追いつかず、毎年老人クラブの皆さんのお世話になっています。岩上地域市民センター周辺の環境整備に大きな力を貸していただいている老人クラブの皆さん。蒸し暑い日中の作業、本当にお疲れ様でした。

小学生と地域住民との交流

多羅尾地域市民センター



多羅尾小学校で6月2日(木)、児童や学校の様子を知っていただく機会として地域の

方々を迎え、授業参観と軽スポーツ交流会が開催されました。授業参観では6年生の児童に、地域のお年寄りが昭和28年に起こった水害の体験談などを話されました。58年前に地域を襲った大惨事を児童は真剣な眼差しで聞いていました。参観のあと、混合チームによる室内ペタンクの競技を楽しみ親睦を図りました。チーム全員が心を一つにして、目標のスコアに近づくかを競い合い珍プレー好プレーに体育館は賑わいました。

小学校の茶園で、児童がお茶摘み

朝宮地域市民センター



市立朝宮小学校の児童と朝宮保育園の園児あわせて44名が、学校の茶園でお茶摘みを行いました。

児童が地域への愛着を深めるとともに、老人クラブや保育園児との交流を図ることを目的に、この時期毎年行われています。老人クラブのみなさんに指導してもらい、コツをつかんだ児童らは、大人顔負けの手際で新芽を摘み取っていました。集められた茶葉はPTAの役員によって製茶され、後日開かれるお茶会で、自分たちで収穫した格別な風味を楽しむ予定です。

甲賀市農業委員会
委員一般選挙
立候補受付について

平成23年7月10日執行の
甲賀市農業委員会委員一般選挙

■期日

7月3日(日) 8:30~17:00

左記場所にて立候補の受付を行います。

●水口地域

市役所水口庁舎3階第2、3会議室

●土山地域

市役所土山地域市民センター
(旧土山支所)2階2A会議室

●甲賀地域

市役所甲賀大原地域市民センター
(旧甲賀支所)2階第6会議室

●甲南地域

市役所甲南庁舎1階第1会議室

●信楽地域

市役所信楽地域市民センター
(旧信楽支所)2階2A会議室

問い合わせ

甲賀市選挙管理委員会事務局
☎65-0667
☎63-4561

住宅リフォーム補助のご案内

市民のみなさんが市内の業者を利用して、自宅の修繕、改築などの住宅リフォームを行う場合に、経費の一部を補助します。

この制度は、緊急経済対策として、地域経済の活性化や技術の伝承、雇用の安定を図るために行う事業です。

対象となる工事	市内の個人事業者および市内に本社がある業者へ発注する工事費が10万円以上の住宅リフォーム工事。(設備機器本体費は対象外となります) 7月1日～平成24年3月31日までの間に着手し、かつ完了できる工事。 他の制度の補助を受ける場合は、その補助対象工事を除きます。
対象となる住宅	申込者が所有し、自ら居住している市内の住宅。 店舗、事務所などとの併用住宅については、住居部分のみが補助対象になります。
補助金の限度額	補助対象工事費の20%以内で最高20万円(千円未満は切り捨て)
補助対象者	市内に居住し、市税その他各種融資の償還について滞納していない方。
申込方法	所定の申込用紙に、住所、氏名、工事内容、補助対象工事費、施工業者名、予定工期等を記入し、申込期間中に郵送または市役所商工政策課へご提出下さい。(各地域市民センターへの提出もできます。) (申込用紙は、市役所商工政策課および各地域市民センターで配付。甲賀市ホームページからもダウンロードできます。) ・送付先／〒528-8502 甲賀市水口町水口6053 甲賀市役所 商工政策課 あて ・申込期間／7月1日(金)～8月1日(月)必着 申し込みされた方には、審査のうえ、8月中旬に補助金の申請書類を送付しますので、改めて補助金交付申請をしていただけます。(申込者多数の場合は公開抽選とし、予算に満たない場合は追加募集を予定)
その他	補助金交付申請には、工事着手前の写真が必要です。 工事に入る前に、必ず工事箇所全ての詳細な写真を撮影してください。

問い合わせ 商工政策課 ☎65-0709 ☎63-4087

7月1日から運転免許証を自主返納された方に「住民基本台帳カード」を無料交付します

市では、住民基本台帳カードの普及、及び高齢者等の交通安全の観点から「運転免許証自主返納支援事業」を実施します。

これは、運転免許証を自主的に返納された方に、免許証に代わる本人確認書類として「住民基本台帳カード(顔写真付き)」を交付し、その交付手数料相当金額の助成等を行うものです。

◆支援の内容

- ・住民基本台帳カード(顔写真付き)を無料交付します。
 - ・甲賀市コミュニティバス環境回数乗車券15枚綴り2冊(30枚)を無料交付します。
- ※いずれも1回限りです。

◆対象者

- 次のすべてに該当する方
- ①甲賀市に住民登録されている方
 - ②平成23年7月1日以降に、有効期限内のすべての種類の運転免許を自主返納した方
 - ③住民基本台帳カード(顔写真付き)をお持ちでない方

◎本人確認、身分証明書に便利 住民基本台帳カード
最近、各種手続きで本人確認を求められることが増えてきました。市でも証明書発行や住所変更などで本人確認を厳格に行い、手続き・申請を受け付けています。そんな時、スムーズに本人確認書類として使えるのが「顔写真付きの住民基本台帳カード」です。

◎住民基本台帳カードとは
各市町村が希望者に発行している公的身分証明書です。顔写真付きと顔写真なしの2種類があります。

◎使用例(顔写真付きの住民基本台帳カード)
公的な本人確認書類として住民票、戸籍謄(抄)本などの交付請求、戸籍の届出、書留郵便等の受け取りなど(本人確認書類として認めていない機関があります。ご利用の前に各機関にご確認ください。)

◆手続きの方法

- 1 甲賀警察署または運転免許センターで、ご本人が運転免許証の自主返納手続きを行ってください。

- 【必要なもの】
- ・運転免許証(有効期限内のもの)
 - ・印鑑

【受付時間】 平日8時30分～16時30分

※自主返納手続きをされたら、次のものを必ず受け取ってください。

- ①「申請による運転免許の取消通知書」
- ②取消を受けた運転免許証

- 2 次に甲賀市役所市民課または旧支所の地域市民センターで、ご本人が支援申請を行ってください。

- 【必要なもの】
- ①「申請による運転免許の取消通知書」
 - ②取消を受けた運転免許証
 - ③顔写真1枚(45mm×35mm、正面、無帽、無背景)
 - ④健康保険証、年金手帳などの本人確認書類1点
 - ⑤印鑑

【受付時間】 平日9時～17時

【申請期限】
有効期限内のすべての種類の運転免許を自主返納した日から起算して90日以内

問い合わせ 市民課戸籍住民係 ☎65-0683 ☎65-6338

忍たま乱太郎 企画展開催中!

期間：9月25日(日)まで

- ◆現在、くすり学習館で実写版「忍たま乱太郎」の企画展を開催しています。
- ◆映画のスタイル写真をはじめ、衣装や忍者道具なども展示していますのでぜひ、忍たまワールドを体感してください。
- ◆場 所 くすり学習館
- ◆展示時間 9時30分～17時
- ◆休館日 月曜日 ※入場無料

問い合わせ 観光戦略推進室 観光戦略推進係 ☎65-0708 ☎63-4087 甲賀市観光協会 ☎60-2690

甲賀忍者学園開催



◆日時：7月17日(日) 10時～15時
◆会場：忍の里プラザ

学園祭の部

参加無料 誰でも参加できます。

- 忍者あそび……手裏剣投げ遊び 吹き矢遊び 暗号解読 忍者パズル 忍者衣装変身(有料)など
- イベントスペース……忍者ショー ゆるキャラ大集合 甲南太鼓 など
- 物産スペース……甲賀&伊賀を中心とした物産や軽食のほか、忍たまグッズの販売など

小学生限定! 特別学級

(事前申込必要) 13:00～

忍者五種競技に挑戦して免許皆伝!

- ・手裏剣打ち
- ・吹き矢
- ・忍者クイズ
- ・平均台歩行&九字手刀切り
- ・ひまわり飛び越え

※参加賞として実写版「忍たま乱太郎」7月23日公開の全国共通鑑賞券をプレゼント

- 参加料……1,000円(当日徴収)
- 募集人数……100名※応募多数の場合は抽選となります。
- 応募期限……7月7日(木) 締切間近です!
- 申込方法は甲賀市観光協会ホームページをご覧ください。

新しい甲賀ブランドの創出をめざして

地域特産品開発事業補助をスタート

新しい甲賀ブランドの創出をめざし、地域特性を活かした特産品の開発や販売促進等に必要経費の一部を補助します。

補助制度の概要は次のとおりです。

■補助対象事業者

市内で1年以上事業を行う、法人又は個人

■補助対象事業

- 他の補助金の対象となっていない下記の事業
- ・特産品の開発又は既存の特産品を改良し、新しく商品化する事業
- ・特産品の製造について、甲賀市で生産する原材料を使用し、商品化する事業
- ・商品又は商品名が甲賀市の魅力を発信できるものを商品化する事業

■補助率等

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内
補助金の限度額は、新規商品の開発事業は50万円、既存商品の改良事業は10万円

■募集期間

7月1日(金)～9月30日(金)

問い合わせ 商工政策課商工業振興係 ☎65-0709 ☎63-4087

国民健康保険税の改正

国民健康保険は、被保険者のみなさんにご負担いただく保険税と国の補助金等によって運営されています。

国民健康保険の健全な運営を図るため税率を次のとおり見直しました。

◎医療分における税率等を引き下げ

医療分における、被保険者の所

得に對してかかる所得割の税率、均等割および平等割の税額を引き下げました。

◎課税限度額を引き上げ

地方税法施行令の改正に伴い、医療分の課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を13万円から14万円に、介護分の課税限度額を10万円から12万円に引き上げました。

改正後の税率		
医療分	改正前	改正後
所得割	7.1 / 100	7.0 / 100
均等割	26,000円/人	25,000円/人
平等割	21,100円/世帯	20,000円/世帯
限度額	50万円	51万円
後期高齢者支援金分		
所得割	2.4 / 100	2.4 / 100
均等割	7,500円/人	7,500円/人
平等割	6,300円/世帯	6,300円/世帯
限度額	13万円	14万円
介護分		
所得割	1.9 / 100	1.9 / 100
均等割	8,900円/人	8,900円/人
平等割	5,900円/世帯	5,900円/世帯
限度額	10万円	12万円

税率改正前後の試算額

例) 夫婦2人加入

- 夫の所得 年金収入 260万円
(所得割算定基礎額 260万-120万-33万=107万)
 - 妻の所得 年金収入 70万円
(所得割算定基礎額 70万-120万=0)
- ※夫婦は65歳以上で介護分については年金より特別徴収とする。

【改正前】 年税額 195,900円
 【改正後】 年税額 191,800円
 195,900-191,800=4,100円 月々 約341円の減額

改正前		
	医療分	支援金分
所得割	(107万×7.1%) 75,970 (26,000×2名)	(107万×2.4%) 25,680 (7,500×2名)
均等割	52,000	15,000
平等割	21,100	6,300
	149,070	46,980 (100円未満切捨)
年税額	149,000	46,900
	195,900円	

改正後		
	医療分	支援金分
所得割	(107万×7.0%) 74,900 (25,000×2名)	(107万×2.4%) 25,680 (7,500×2名)
均等割	50,000	15,000
平等割	20,000	6,300
	144,900	46,980 (100円未満切捨)
年税額	144,900	46,900
	191,800円	

問い合わせ 税務課市民税係 ☎65-0679 ☎63-4574

例) 夫婦と子ども2人 計4人加入

- 夫の所得 営業所得 200万円
(所得割算定基礎額 200万-33万=167万)
- 妻・子どもの所得はなし
※夫婦は40歳以上65歳未満で介護保険2号被保険者とする

【改正前】 年税額 375,300円
 【改正後】 年税額 368,600円
 375,300-368,600=6,700円 月々 約558円の減額

改正前			
	医療分	支援金分	介護分
所得割	(167万×7.1%) 118,570 (26,000×4名)	(167万×2.4%) 40,080 (7,500×4名)	(167万×1.9%) 31,730 (8,900×2名)
均等割	104,000	30,000	17,800
平等割	21,100	6,300	5,900
	243,670	76,380	55,430 (100円未満切捨)
年税額	243,600	76,300	55,400
	375,300円		

改正後			
	医療分	支援金分	介護分
所得割	(167万×7.0%) 116,900 (25,000×4名)	(167万×2.4%) 40,080 (7,500×4名)	(167万×1.9%) 31,730 (8,900×2名)
均等割	100,000	30,000	17,800
平等割	20,000	6,300	5,900
	236,900	76,380	55,430 (100円未満切捨)
年税額	236,900	76,300	55,400
	368,600円		

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

国民健康保険加入者の方は、事前に申請し認定されることにより、入院をされたときの高額療養費および食事代について、窓口の支払いが自己負担限度額となる制度を設けています。

限度額適用を受けようとする方は申請が必要となります。また、今まで認定証をお持ちの方も有効期限が7月31日ですので、改めて申請が必要です。

申請方法については次のとおりです。

- 申請場所 保険年金課または旧支所の地域市民センター
- 持参するもの 保険証 課税証明書(平成23年1月1日に甲賀市に住所のない方) ※8月以降に申請を受付します。 なお、70歳以上の国民健康保険前期高齢者の方の「限度額適用・標準負担額減額認定証」についても同様に申請が必要です。

国民健康保険高齢受給者証を更新します

現在、お使いいただいている高齢受給者証の有効期限が7月31日であるため、8月1日よりお使いいただく新しい証を7月下旬にお手元に郵送でお届けします。

お手元に証が届きましたら、お名前等間違いがないか確認の上、大切に保管してください。

また、受診をされる場合は保険証とあわせて必ず病院の窓口へ提示をお願いします。

問い合わせ 保険年金課国保年金係 ☎65-0688 ☎63-4618

後期高齢者医療保険制度のお知らせ

平成23年度後期高齢者医療保険料額を決定しました。平成22年分の所得が確定したことにより、後期高齢者医療制度の被保険者の方の保険料の本算定を行いました。平成23年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知を郵便でお送りします。

●保険料の額は？

保険料の額は、所得に応じて納めていただく「所得割額」と、所得にかかわらずお一人おひとりに均等に納めていただく「均等割額」の合計額になります。平成23年度の保険料は、平成22年中の所得に基づいて計算します(下図参照)。

●保険料の支払方法は？

「特別徴収」と「普通徴収」があります。通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されている場合は、その金額を年金から直接お支払い(年金天引き)いただけます。「普通徴収」の欄に金額が記載されている場合は、納付書か口座振替でお支払いいただけます。

★年金天引きを中止し、口座振替による納付方法に変更される場合は申請が必要です。

●保険料の納め忘れはありませんか？

この制度では、被保険者のお一人おひとりから保険料を納付いただいています。お手元に納付書や督促状がないか、もう一度確認いただき、未納の保険料があれば早急にお納めいただきますようお願いいたします。

※保険料の未納が続きますと、保険証の有効期限が短くなる場合がございますので注意ください。

【保険料額の計算】

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 } 38,645\text{円} + \left(\frac{\text{平成22年中の総所得金額等} - \text{基礎控除額 } (33\text{万円})}{\text{所得割額}} \right) \times \text{所得割率 } 7.18\%$$

国民健康保険加入の方へ 一部負担金の支払いが猶予又は免除されます

一定の要件を満たした場合、医療機関の窓口でお支払いいただく医療費の一部負担金が7月1日から、支払い猶予又は免除されます。

通院医療費の支払いを猶予

国民健康保険に加入の世帯主が次のいずれかに該当した場合、被保険者の通院医療費(保険対象分)の支払いが最長6ヶ月間猶予されます。猶予された医療費は、猶予期間終了後、市へお支払いいただくこととなります。

◆世帯主の要件

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき

入院医療費の支払いを免除

国民健康保険に加入の世帯主が前の(1)から(3)のいずれかに該当し、世帯主と被保険者の収入合計が次の基準以下である場合、入院医療費(保険対象分)の支払いが最長3ヶ月間免除されます。申請は1ヶ月単位の更新となります。

◆収入合計の基準

世帯主と被保険者全員の収入合計が生活保護法に定める「生活扶助、教育扶助、住宅扶助」に相当する金額の合算額以下であり、かつ、預貯金とその3ヶ月分以下である場合

◆申請

申請には、入院している事実がわかるもの、生活状況がわかるもの、預金通帳、等の書類が必要です。詳しくは右記までお問い合わせ下さい。

くわしくは、保険年金課までお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課 ☎65-0688 ☎63-4618

平成23年度の介護保険料が確定しました

平成23年度の市県民税と平成22年分の所得が確定したことにより、平成23年度の65歳以上の方の介護保険料額の本算定を行いました。

保険料の決め方

甲賀市の保険料の基準額は、市全体の介護サービスにかかる費用などに応じて決まります。

甲賀市の基準額 月額 3,600円 (年額 43,200円)

基準額をもとに、所得に応じた負担という観点から次の表のような「所得段階保険料」の設定になります。

段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者	21,600円
	・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の場合	21,600円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない場合	32,400円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	43,200円
第5段階	・本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の場合	48,816円
第6段階	・本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の場合	54,000円
第7段階	・本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合	64,800円
第8段階	・本人市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の場合	73,440円
第9段階	・本人市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の場合	86,400円

保険料の納め方

特別徴収	老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金の額が年間18万円以上の人は、年金から天引きされます。
普通徴収	特別徴収とならない人は、納付書で納めます。(口座振替もできます。) また、年度途中で65歳になられた人や転入された人も同様です。

口座振替

普通徴収の方は口座振替が便利です。

口座振替依頼書	市内金融機関・ゆうちょ銀行・市民窓口センター・旧支所の地域市民センターに備え付けています。必要事項を記入・押印のうえ金融機関・ゆうちょ銀行に提出してください。
口座登録	口座振替依頼書の提出後、金融機関等からの連絡により口座登録をします。口座登録は、口座振替廃止届の提出により廃止されます。廃止届の提出がない口座は、有効(登録)状態となっています。

介護保険料を納めないでいると

1年以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分(9割)が支払われます。
1年6ヵ月以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差し止めとなったり、滞納保険料と相殺されます。
2年以上滞納すると	利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。



問い合わせ
長寿福祉課介護保険係
☎65-0698 ☎63-4085

迷っていませんか

廃プラスチックごみ分別ワンポイントアドバイス

家庭から分別して出された廃プラスチックごみのうち、約3割がリサイクルできないもの(不純物)として取り除かれ、燃えるごみや埋立ごみになってしまっています。不純物の中で最も多いものは「食べ物などの汚れが付いた袋やトレイ」です。

廃プラスチック類を捨てるときは、

①**全てがプラスチックだけでできているか。**
(紙ラベルはついていてもかまいません)

②**食べ物や土などの汚れが付着していないか。**
を確認してください。汚れは、水でサッと洗って、簡単に落ちるのであれば落としていただき、落ちないものは迷わずに燃えるごみとして処理してください。



廃プラの中に混じった不純物

廃プラスチックの小袋を販売します

9月1日から廃プラスチック類専用小袋を販売します。ぜひご利用ください。

《廃プラスチック類専用小袋》

- ・容量：30リットル(これまでの袋は60リットル)
 - ・販売単価：180円(10枚入)(これまでの袋は250円(10枚入))
- ※販売店舗は甲賀市のホームページまたはお電話でご確認ください。

問い合わせ

生活環境課 廃棄物対策係
☎65-0690 ☎63-4582

23年度 国民年金保険料の免除申請を受け付けます

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。詳しくはお問い合わせください。

《申請場所》

- ・保険年金課または旧支所の地域市民センター
- ・草津年金事務所国民年金課

《申請に必要なもの》

- ・年金手帳
- ・認印
- ・平成23年度課税証明書(平成23年1月1日に甲賀市に住所のない方)
- ・失業したことが確認できる公的機関の証明の写し(退職された方)

問い合わせ

草津年金事務所国民年金課
☎077-567-2220
甲賀市役所保険年金課
☎65-0688



52 (水口町名坂) いけもと はるこ 池本 治子さん

余り物でも残り物でもなく “宝物”です。

池本さんがレザークラフト(革工芸)と出会ったのは20年ほど前。子育てに関わる時間にも余裕ができ、何か趣味になることはとっていたときに知人から紹介されたそうです。想像以上に手間もかかり、材料も道具も揃えるのは大変なことでしたが、使用する牛革は材料としてすべて使えるため、曲線や切れ端をつなぎ合わすと世界に一つしかない製品が出来ます。

この手づくりの醍醐味に惹かれ、独学で作品を作り続けてこれられました。

長続きの秘訣を伺うと「無理をしないこと。」自分のペースでやりたいときは何時間もやるけれど、やりたくないときは何日もやらない。このメリハリがご自身にとって心地いいそうです。

今では同じ趣味を持つ仲間も増え、自宅近くのアパートの一室を借りて作品づくりを楽しまれています。

時折、文化祭の講師としても声がかかる池本さん。「今の私にとってレザークラフトの出会いは感謝です。これからも続けられるまで作品との出会い、人との出会いの「輪」を広げていきたいと思っています」



にんくる土曜塾

にんくる児童館で6月11日、「にんくる土曜塾」が行われました。この日は、参加した子どもたちが古くなったうちわを家から持ち寄り、骨組みの状態にまで張り紙をはがした後、好きな色紙を貼り、その上に絵を描いたり、シールを貼ったりして思い思いの「オリジナルうちわ」づくりを楽しみました。



▲うちわに絵を描く子どもたち

古くなったうちわをリメイク、自分だけのオリジナルうちわ

いつまでもお元気でね お年寄りとおふれあい交流

甲賀西保育園

甲賀西保育園の5歳児22名と、地元滝区のお年寄りが6月8日、滝公民館で交流を行いました。

滝区ふれあいきいきサロンが、毎年1回この時期に園児を招待しており、この日は園児が「かたつむり」などの歌を披露した後、お年寄りとおペアになり、肩たたきや、遊戯をして交流を深めました。

交流会終了後、お年寄りから、手作りのコマがプレゼントされ園児たちは大喜びでした。



▲お年寄りの肩をたたく甲賀西保の園児



元気なまちかど

創立50周年で 車椅子などを寄贈

水口ロータリークラブ創立50周年を迎え、記念として中嶋市長に、車いす50台、東日本大震災義援金300万円が贈られました。

水口ロータリークラブは、設立当初より奉仕の精神によるさまざまな公活動を展開しています。

寄せられた車椅子については、病院、地域市民センターなどに配置しました。

また当日会場でお寄せいただいた義援金503,848円も後日市に託されました。

水口ロータリークラブ



▲目録を受け取る中嶋市長



寄贈された車いす▶ (信楽中央病院)

まんまるねん土で みんなとつながる!

信楽陶芸の森・陶芸体験

信楽陶芸の森でこのほど「ねんどと遊ぶーちょっとだけ陶芸体験」が開催され、県内の美術教育システムなどを研修するために訪れたアメリカ・ミシガン大学の学生9名のほか、親子づれなどが参加しました。

陶芸家の宮本ルリ子さんの指導を受けて、丸めたねん土に点字のメッセージを一字ずつ押し入れることで、みんなの作品がひとつになるというプログラムです。誰もが楽しめるよう“触って鑑賞する”展示研究の一環として行われ、作品は、吹田市立博物館「ユニバーサル・ミュージアム(仮称)展」(9月4日～10月2日)に出品されます。



▲作品の手触りを確かめる参加者

親子ふれあい運動広場

岩上体育館で6月17日、幼児の親子22組が「親子ふれあい運動広場」に参加しました。

体を使って運動あそびをすることは、幼児期からの体力づくりや「早寝・早起き・朝ごはん」の規則的な生活リズムにつながるとして、市が家庭教育支援事業としてこの運動広場を開催しています。

この日参加者した親子は、音楽にあわせて体操をしたあと、投げ輪を使った追いかっこをなど、普段家庭ではできない遊びを楽しみました。体育館を元気にいっぱい走り回る子どもたちとお母さんたちの笑顔であふれていました。



▲投げ輪を使って追いかっこをする親子



528-8790

料金受取人払郵便

水口支店承認

35

差出有効期間
平成25年6月
30日まで
(切手を貼らずに
お出しください)

甲賀市長 行

(受取人)

甲賀市水口町水口六〇五三番地

市長への手紙

(山折り)

よりよいまちづくりへ
あなたの声を
お聞かせください

市長への手紙

市では、市民と行政が一体となってまちづくりを進めるため、市政に関するご意見をいただく「市長への手紙」を実施しています。「市長への手紙」は日ごろ市民の皆さんが、市政について考えていること、気がついたことなどをお寄せいただき、いつでもどこでも市政に参加していただくというものです。ぜひ、市長にお手紙をお寄せください。

いただいたご意見は、本紙やホームページ等に掲載させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。(お名前は掲載しません。また、要旨での掲載になります。)

「市長への手紙」は、このページの用紙をご利用いただくか、各地域市民センターなどに備え付けの様式をご利用ください。

なお、返信をさせていただきますので、お手紙には必ず住所・氏名をご記入ください。

問い合わせ 広報課 広報公聴係
☎65-0675 ☎63-4619

3人目以降のお子さんの保育料が一部免除

■ 次のすべてに該当する世帯の方は、3人目以降のお子さんの保育料が免除になります。

- ① 平成23年度保育所徴収金基準額表でB・C11・C12階層の世帯の方
- ② 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるお子さん平成5年4月2日以降生まれの方が3人以上おられる世帯で、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている方
- ③ 平成23年4月1日現在で、甲賀市内に引き続き1年以上住所がある世帯の方

■ 手続き方法：保育料免除申請が必要です。
平成23年度保育料が確定しますので、該当する方には7月中旬までに個別に通知します。該当すると思われる方で通知が届いていない方はご連絡ください。

■ 申請期限：7月29日(金)まで

問い合わせ
ごとも未来課 管理係
☎86-8179 ☎86-8380

下記のとおり封筒を作ってください。

- ① キリトリ線に沿って切り、中央を山折りにしてください。
- ② のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。
- ③ 切手は貼らずにそのままポストへ投函してください。

大山田温泉さるびの 伊賀市

～自然の中でゆったりした時をすごしませんか？～



大山田温泉のキャンプ施設は、用具の貸出があり、気軽にデイキャンプが楽しめます。自然の中でのテニスやゲートボール、工房でのこんにやくやパンの手づくり体験もおおすすめです。
遊んだ後は源泉かけ流し天然温泉でほっこり！無色透明のお湯はアトピー性皮膚炎や切り傷、神経痛などに効きます。胃腸の弱い人や慢性便秘に悩む人は、飲用にもよいです。
休日にはさるびのに来てみませんか。

問い合わせ
大山田温泉福祉公社
☎0595-48-0268
☎0120-46-0268



【アクセス】名阪国道、中在家ICから車で約20分

問い合わせ 甲賀市広報課
☎65-0675 ☎63-4619

伊賀市秘書広報課
☎0595-22-9636 ☎0595-22-9617

亀山市広報秘書室
☎0595-84-5022 ☎0595-82-9685

関宿夏まつり 亀山市

～夏の夕べの華やかなひととき～



旧東海道の関宿で、神輿や曳山が町内を練り歩く活気あふれる夏の風物詩。夜には「関の山」までが精いっぱい「」の語源となった絢爛豪華な4台の山車が巡行します。かつては関西五大祭のひとつとされ、江戸時代、多いときには16台もの山車が街道を練り歩いたといわれます。
見どころは「舞台回り」と呼ばれる山車の回転。山車の上部が回転し、ちょうちんの明かりの軌跡が幻想的な雰囲気を作り上げてくれます。

問い合わせ
関宿夏まつり実行委員会事務局(亀山市観光協会内)
☎0595-197-8877



【とき】7月23日(土)、24日(日)
※山車の巡行は午後5時30分～9時ごろ
【アクセス】東名阪自動車道「亀山IC」より関方面へ約10分

甲賀市障がい者基本計画・甲賀市障がい福祉計画(第3期)策定委員を募集

障がい福祉推進のための基本指針となる甲賀市障がい者基本計画(中間見直し)および甲賀市障がい福祉計画(第3期)を策定します。障がい福祉に関心のある方のご意見をこの計画に盛り込みたいと考えていますので、計画策定に参画していただける方を募集します。

- 応募資格 市内在住の20歳以上(平成23年7月1日現在)の方で、障がい福祉に関心をお持ちの方(国及び地方公共団体の議会議員の方は除く)
- 募集人数 1名
- 任期 委嘱の日から平成24年3月31日まで
- 応募方法 応募の動機と障がい福祉への思いを800字程度(様式自由)にまとめ、住所、氏名、年齢、性別、職業、連絡先を記入のうえ、持参または郵送にて申し込みください
- 応募先 社会福祉課障害者支援係
- 応募締切 7月11日(月)必着
- 選考方法 書類審査により選考し、結果は本人あてに通知します。なお、選考結果は公開しません。
- その他 会議の開催は4～6回程度で、平日(月～金)の昼間を予定しています。

問い合わせ・提出先
〒528-0005 甲賀市水口町水口
5609番地 水口社会福祉センター内
甲賀市役所 社会福祉課 障害者支援係
☎65-0702 ☎63-40885

募 集



市営駐車場の利用者募集

- 受付期間／7月1日(金)～15日(金)
(土・日を除く9時～17時)
- 使用開始日／8月1日(月)
〔甲賀駅南駐車場〕3,000円/月
5区画(うち軽自動車1区画)
〔甲南駅前自動車駐車場〕3,000円/月
5区画(うち2区画は身体障がい者用)
※申し込みの際は事前にお問い合わせください。(申込者多数の場合は抽選となります。)

問・申／生活環境課

☎ 65-0686 / ☎ 63-4582

〔油日駅前駐車場〕3,000円/月
(直接お問い合わせください)

問・申／油日駅を守る会 ☎ 88-5879

〔甲南駅前駐輪場〕

自転車1,500円/月 原付1,800円/月
(直接お問い合わせください)

問・申／甲南駅前駐輪場 ☎ 86-0590

(受付時間／6時15分～9時15分、13時～14時、18時30分～20時30分)



催 し



セルフディフェンス(護身術)講座

- 内容／海外で自分の身は自分で守る方法を体験しませんか?

●日時／7月17日(日)

午前の部 10時～12時

午後の部 14時～16時

●場所／自主活動センターきずな2階和室

●対象／20才以上

●定員／各部10名(定員になりしだい締切)

●講師／山口豊博さん

●参加費／会員500円 非会員800円
当日は、動きやすい服装でご参加ください

問・申／甲賀市国際交流協会事務局

☎ 0748-63-8728

みなくち子どもの森 しぜん学習会
「昆虫の標本をつくろう」

●日時／7月24日(日) 10:00～15:00

●場所／みなくち子どもの森

●対象／子ども(小学3年以上)～大人

●定員／20人(先着順)。

- 持ち物／参加費200円、弁当など
- 申込方法／参加者全員のお名前・住所・電話番号・子どもは年齢か学年を、7月22日(金)までに下記の問合せ先へ。

※7月12日は臨時休園

問／みなくち子どもの森自然館

☎ 63-6712 / ☎ 63-0466

滋賀いのちの電話 第5期電話相談員
養成講座受講生募集

☆電話相談員養成講座☆

●期間／

1年次 平成23年9月～平成24年8月

2年次 平成24年9月～平成25年3月

●場所／大津・草津・栗東など

(そのつど通知)

●募集人数／30名

●費用／1年次受講料 22,000円

2年次受講料 12,000円

●申し込み締め切り／8月10日(水)
(必着)

応募手続き等詳細については、旧支所の案内チラシまたはホームページにてご確認ください。

●申込先／〒520-1590 新旭郵便局私書箱8号 NPO法人 滋賀いのちの電話(所定の用紙でお申込ください)

問／NPO法人 滋賀いのちの電話

事務局(土・日曜日 11時～16時)

☎ / ☎ 077-552-1281

エコライフ講座
第2回 野洲川自然教室

●日時／7月18日(月・祝)9時～12時
(雨天の場合は7月24日(日))

●場所／野洲川鹿深大橋左岸(水口町和野)

●内容／河川の生き物や、河川で観察するときの注意点などの学習会

●対象／市内小学生・5歳以上の子どもとその保護者

※「さかなつかみ大会」参加の場合は下記申込みが必要。

問・申／生活環境課

☎ 65-0692 / ☎ 63-4582

同時開催 主催：野洲川を愛する会
「親子さかなつかみ大会」

●参加費／1人300円(当日徴収)

●申込締切／7月8日(金)(先着200名)

エコライフ講座
第3回 水口自然教室
「竹と水で遊ぼう!」

●日時／7月31日(日)9:00～15:30
(雨天の場合8月21日(日))

●場所／みなくち子どもの森・体験農場

●内容／人工プールでさかなつかみ・竹の輪アート・水鉄砲づくり・カレーづくりなど

●対象／市内小学生以下の子どもとその保護者(先着15組)

●参加費／(昼食代・材料代)

5歳児以上 1人500円

3・4歳児 1人300円

●申込締切／7月22日(金)

問・申／生活環境課

☎ 65-0692 / ☎ 63-4582

第31回公立甲賀病院健康講座

●日時／7月16日(土)14時～15時30分

●場所／甲賀市社会福祉センター福祉ホール(水口税務署隣)

●内容／講演【テーマ】

「今知っておくべき被曝の知識」

講師 坂本 力(公立甲賀病院顧問・放射線科)

●受講料／無料

※電話・FAXまたは直接病院でお申し込み下さい。

問・申／公立甲賀病院 地域医療連携室

☎ 0748-62-0234

☎ 0748-62-5273

鈴鹿水墨画研究会
第12回
水墨画サークル作品展

●期間／7月5日(火)～15日(金)

鑑賞時間は9時～16時30分

●場所／忍の里・プララ甲南情報交流センター 入場無料

問／忍の里・プララ甲南情報交流センター

☎ 86-1046 / ☎ 86-8119

7月 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよきと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
いろいろな山と
こぼれる笑顔に
うみだす活力
かがやく未来に

あなたも仲間
生きいき文化
たえる安心
受けつぐ伝統
鹿深の夢を

甲賀市の人口の推移

※()内は前月比 H23. 5. 31現在

総数	94,473人 (-29)
男	46,776人 (-16)
女	47,697人 (-13)
世帯数	32,656世帯 (+35)

編集・発行

甲賀市役所

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
☎0748-65-0650 ☎0748-63-4554

甲南庁舎

甲賀市甲南町野田810番地
【上下水道部】
☎0748-86-8000 ☎0748-86-8032
【教育委員会】
☎0748-86-8002 ☎0748-86-8380

市民窓口センター

甲賀市水口町水口6053番地
☎0748-62-1621 ☎0748-63-4086

土山地域市民センター

甲賀市土山町北土山1715番地
☎0748-66-1101 ☎0748-66-1564

甲賀大原地域市民センター

甲賀市甲賀町相模173番地1
☎0748-88-4101 ☎0748-88-3104

甲南第一地域市民センター

甲賀市甲南町野田810番地
☎0748-86-4161 ☎0748-86-8029

信楽地域市民センター

甲賀市信楽町長野1203番地
☎0748-82-1121 ☎0748-82-3415

※上記4つの地域市民センターは、旧支所の地域市民センターで、従来の支所機能を有します。

「広報あいこうか」がホームページでもご覧いただけます！

● 甲賀市ホームページ
<http://www.city.koka.shiga.jp/>

『広報あいこうか』の名称は市民憲章のそれぞれの頭文字を並べてできる「あい こうか」から名付けています。市民憲章とともに皆さんに親しまれる広報誌をめざします。



この印刷物は、有害な廃液を排出しない水なし印刷を採用しています。また、大豆油インキを包含した植物油インキと適切に管理された森林の木材を利用したFSC認証用紙を使用しています。

こらがギャラリー

このコーナーでは市内の保育園、幼稚園、小中学校の児童・生徒が描いた絵を順次紹介していきます。



え？名前で絵

雲井小学校 5年
かわさき こたろう
川崎 鼓太郎さん

まほうのたまご

柏木小学校 2年
うすずみ あやみ
薄墨 彩海さん



ザリガニと遊んだよ

土山小学校 3年
よしおか じょういちろう
吉岡 丈一郎さん

編集後記

岩上体育館で行われた親子ふれあい運動広場の取材に出かけました。

会場に付くと賑やかな声の外まで響いていて、中に入ると子どもたちが始まる前から体育館をうれしそうに走りまわっていました。

この日は蒸し暑い日でしたが、子どもたちにはあまり関係ないようで、広場が始まって飛んだり跳ねたりしている姿を見ていると私も楽しい気分になりました。

お母さんたちも、子どもと一緒に走ったり遊んだりしながら、普段とは違う子どもたちの姿を発見されたことと思います。

2歳6ヶ月までの乳幼児が対象のこの運動広場。複数回参加の方もおられ、新しい仲間との出会いや、子育て情報交換の場にもなっているようです。対象のお子さんがおられるご家庭にはぜひ一度参加していただきたいと思います。㊦